

学校法人会計基準の改正について

講師：田辺 和秀

(文部科学省高等教育局私学部参事官付専門官)

学校法人会計基準の改正について



平成25年11月7日
高等教育局私学部参事官室



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

I 改正の背景

1. 学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、
 - ① 私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、
 - ② 補助金の配分の基礎となるものとして、

広く実務に定着している。

2. 一方で制定以来40年が経過し、
 - ① 社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な他の会計基準の改正、
 - ② 私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会によりわかりやすく説明できる仕組みとすることが求められている。



II 改正の趣旨

○ 平成25年1月の「学校法人会計基準の在り方に関する検討会(H24.8～H25.1)」の報告書に基づき改正を行う。

(「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会(H20.3～H24.3)」)



1. 現状維持する部分

① 私立学校の特性を踏まえ、その財政基盤の安定を図る仕組み

→ **基本金制度**

私立学校は施設設備等の必要な資産の維持・充実を基本的に自前で行う。
必要な資産相当分を基本金として差し引いた上で収支が均衡するかを見る。

② 私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準

→ **資金収支計算書等**

2. 改正の考え方

① 学校法人の作成する計算書類等の内容がより**一般にわかりやすく**、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする。

② 学校法人の適切な**経営判断に一層資する**ものとする。

Ⅲ 改正省令・通知等

- 学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日公布）
- 私学部長通知（平成25年4月22日）
改正の趣旨、概要
- 参事官通知（平成25年9月2日）
計算書類の作成方法
- 大臣裁定の改正（平成25年9月2日）
第4号基本金の算定方式

（参考）http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm

- 日本公認会計士協会の実務指針（平成 年 月 日）



IV 改正の概要 財務3表①

作成しなければならぬ計算書類は以下のとおり。(財務3表)

旧

- 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表
- 消費収支計算書
消費収支内訳表
- 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表



新

- 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表
活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
事業活動収支内訳表
- 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表



IV 改正の概要 財務3表②

○ 資金収支計算書の目的

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに
当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

○ 活動区分資金収支計算書の目的

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分して明らかにする。
→ 企業会計でいえばキャッシュフロー計算書に相当する

○ 消費収支計算書の目的

当該会計年度の
消費収入及び消費支出の内容及び
均衡の状態を明らかにする。
※消費収入 = 帰属収入 - 基本金組入額なので
基本金組入額の均衡の状態を示す。



○ 事業活動収支計算書の目的

当該会計年度の活動に対応する
事業活動収入及び事業活動支出の内容及び
基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。
※事業活動収入 = 帰属収入
事業活動支出 = 消費支出

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

○ 貸借対照表の目的

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。



IV 改正の概要①-A

1

1. 活動区分資金収支計算書

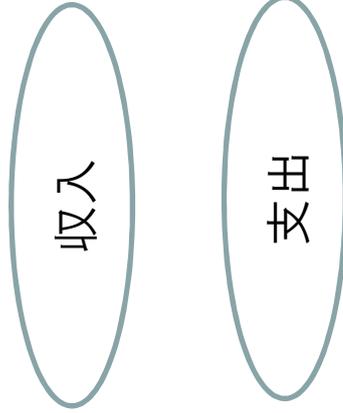
- 資金収支計算書を組み替えて、現金預金の流れを活動区分ごとに把握する。

旧

収入・支出ごとに一覧表示し、予算管理を行うため



現金預金の動きについて、
現在は収入・支出とも総額で把握している。

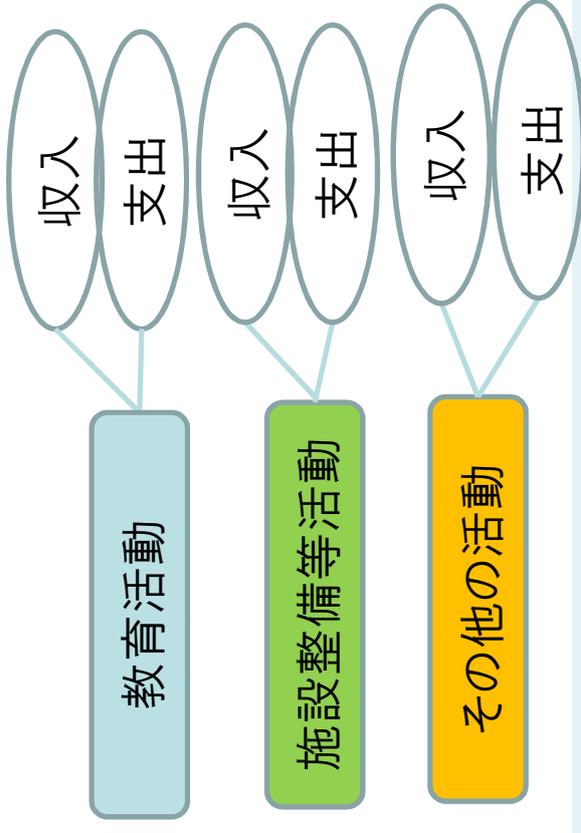


新

近年の施設設備の高度化・財務活動の多様化に対応して、
活動区分ごとに現金預金の流れを区分



3つの活動区分（「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」）ごとに資金の流れを把握することができる。



IV 改正の概要①-B

区分	内容
①教育活動	キャッシュベースでの本業の教育活動の収支状況を見ることができる。
②施設整備等活動	当年度に施設設備の購入があったか、財源がどうだったかを見ることができる。
③その他の活動	借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができる。

財務分析の視点

区分	通常	施設整備時	経営困難
教育活動	+	+	-
施設整備等活動	-	-	-
その他の活動	+	+	+

通常の経営状態の法人は本業の「教育活動」がプラス、「施設整備等活動」はマイナス、「その他の活動」は資金の不足分を借入金で調達していればプラス、過去の借入金を返済していればマイナスというように、活動区分ごとの資金の流れが大きくつかめる。

「教育活動」である程度のプラスが出ないと、施設整備等に資金を回すことができず、借入金の返済もできないため



「教育活動」でどのくらいキャッシュを生み出しているかが重要である。



IV 改正の概要②-A

2

2. 事業活動収支計算書(1) 区分経理

- 経常的及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようにする。

旧

従来は
臨時的・事業外の収支が少なかった。



現在は
収入・支出とも総額で把握している。

経常的収支・臨時的収支の
区分なし

新

近年の臨時・事業外の収支の増加を踏まえて、区分経理を導入し



収支を経常的なものと臨時的なものに、
経常的な収支を教育活動と教育活動外に分けて把握することが

教育活動収支

教育活動外収支

経常的

特別収支

臨時的



IV 改正の概要③

3

3. 事業活動収支計算書（2）基本金組入前当年度収支差額

○ 基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること

旧

教育研究を継続的に維持する仕組みを収支計算に取り入れるため



基本金組入れ後の長期的な収支バランスを見るのに適した収支差額のみ表示していた



新

近年の私学を取り巻く経営環境の変化に対応するため



毎期の収支バランスを見るのに適した基本金組入れ前の収支差額も表示する（基本金組入余力がどの程度あるのか）

○私立学校は校地校舎等の維持すべき資産の更新・拡充に必要な資金を基本的に**自前**で用意しなければならず、それが維持できているかを財務的に把握する仕組みが**基本金制度**（保持すべき資産相当の金額を差し引いて収支差額を計算する）である。ゆえに基本金組入れ後の収支がバランスすることが望ましい。

○ただし、基本金組入額は各年度の施設設備の取得状況の変動に伴い毎年度大幅に変動するため、毎年度の基本金組入れ後の収支差額も毎年度大きく変動し、**毎年度の収支バランスを見るのには不適切**であり、過年度分も含め繰越収支差額を**長期的に**バランスさせることが目標となる。

○今回の改正で、基本金組入れ前の段階の収支差額を表示することで、**長期的な収支バランス**と**毎年度の収支バランス**の**両方**が計算書類上把握できるようになる。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

IV 改正の概要②ーB

区分	内容
①教育活動収支	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることが出来る。
②教育活動外収支	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることが出来る。
③ = ① + ② 経常収支	経常的な収支バランス を見ることが出来る。
④特別収支	資産売却や処分等の 臨時的な収支 を見ることが出来る。
⑤基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることが出来る。(いわゆる帰属収支差額比率) 基本金組入額相当の収支差額が必要
⑥基本金組入額	学校法人を継続的に維持するために、必要な資産の額を保持するための組入額
⑦当年度収支差額	長期の収支バランスを見ることが出来る。(旧：消費収支差額)
⑧前年度 繰越収支差額	
⑨翌年度 繰越収支差額	

財務分析の視点

区分	通常 A	通常 B	困難 A	困難 B
教育活動収支	+	-	-	+
教育活動外収支	+	+	+	-
経常収支	+	+	-	-

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、

または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンด์を持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかも知れる。

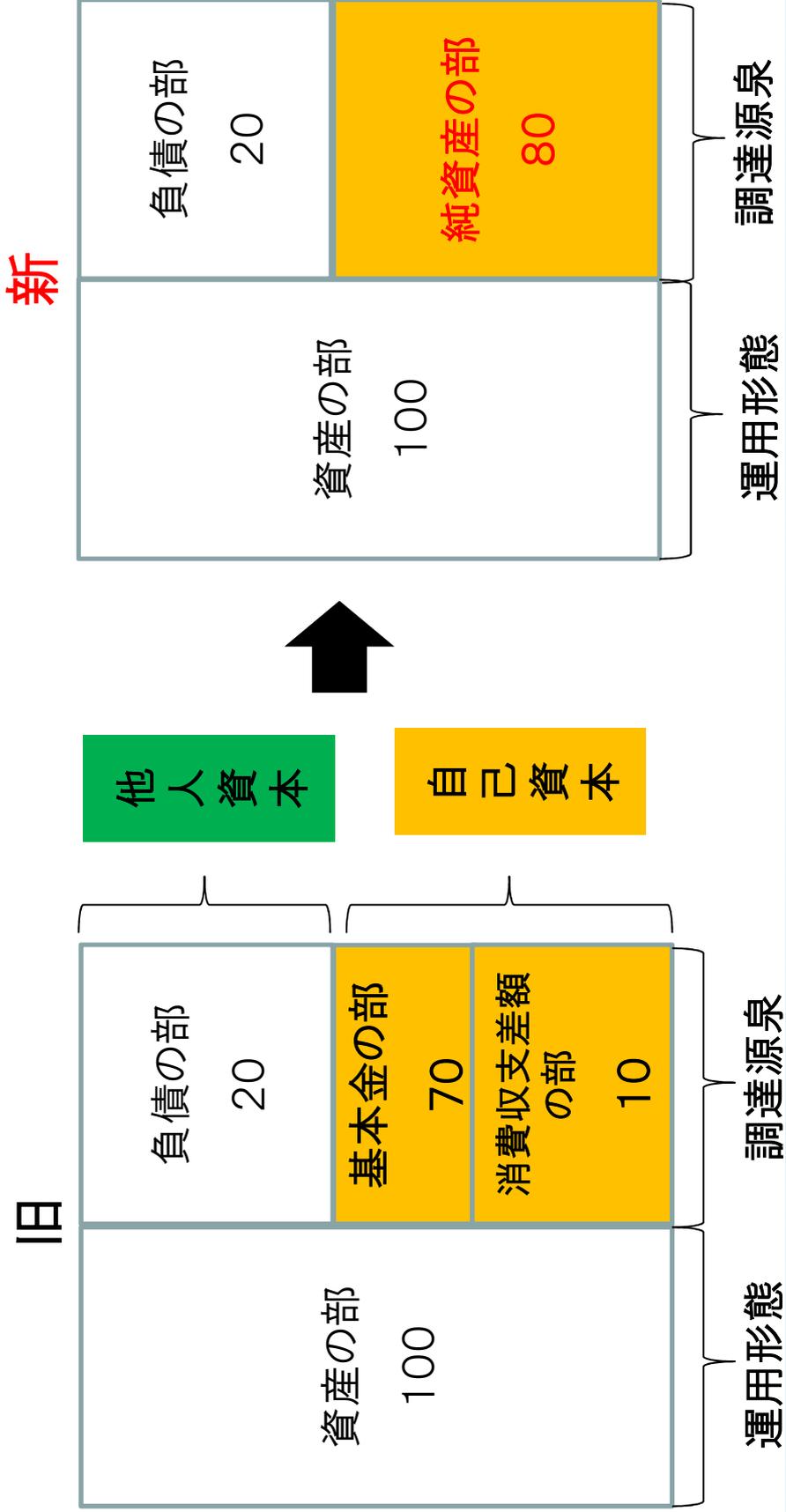


IV 改正の概要④

4

4. 貸借対照表(1) 純資産の部

- 「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること。
→ 保有する資産の調達源泉（他人資本・自己資本）を明確にする。



IV 改正の概要⑤

5. 第4号基本金の金額に相当する資金を有していない場合の注記

- 第4号基本金の金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、**その旨と対応策**を注記するものとする

- 参事官通知（平成25年9月2日）
「具体的な注記例」、「**資金**とは何か」を定めた。

（関連事項）

大臣裁定（平成25年9月2日）の改正
学校法人会計基準第30条第1項第4号により文部科学大臣の定める
「恒常的に保持すべき資金の額について」を、以下の2つの観点から改正。

- ① **算定の基礎となる計算書類の変更**
- ② **規模の縮小による取崩し**

※ 第4号基本金（第30条第1項第4号）とは「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」であり、将来の不測の事態に備えて学校法人が一定の資金を保有しておくべきという考えによるもの。
（大臣裁定により1か月分のランニングコストを第4号基本金として定めている。）



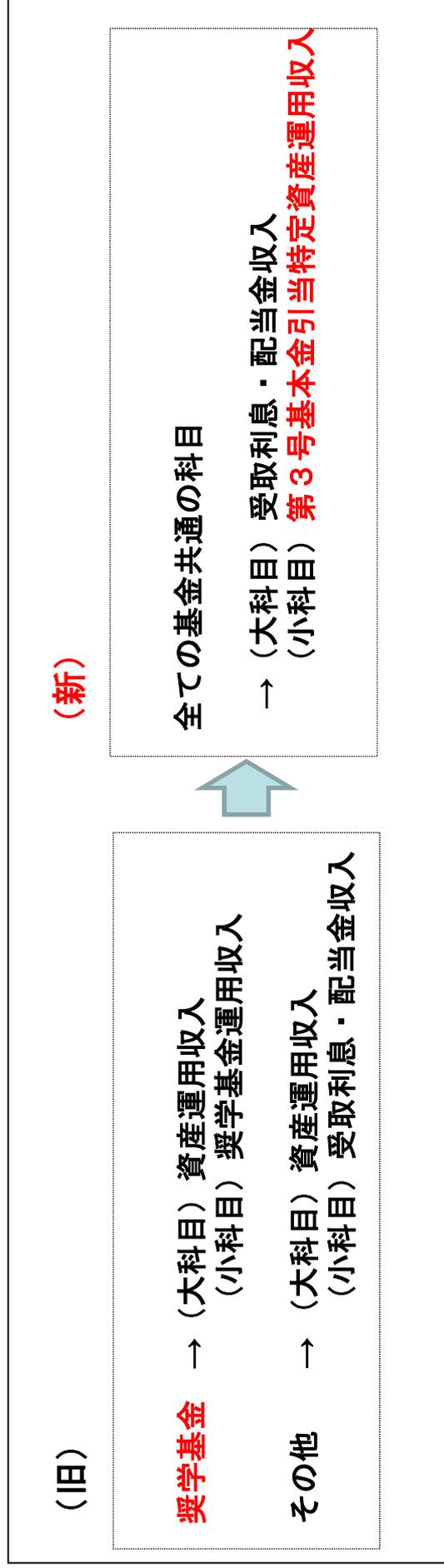
IV 改正の概要⑥

6

6. 第3号基本金に対応する運用収入の明確化

○ 第3号基本金に対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること

○ 基金果実の表示（資金収支計算書）



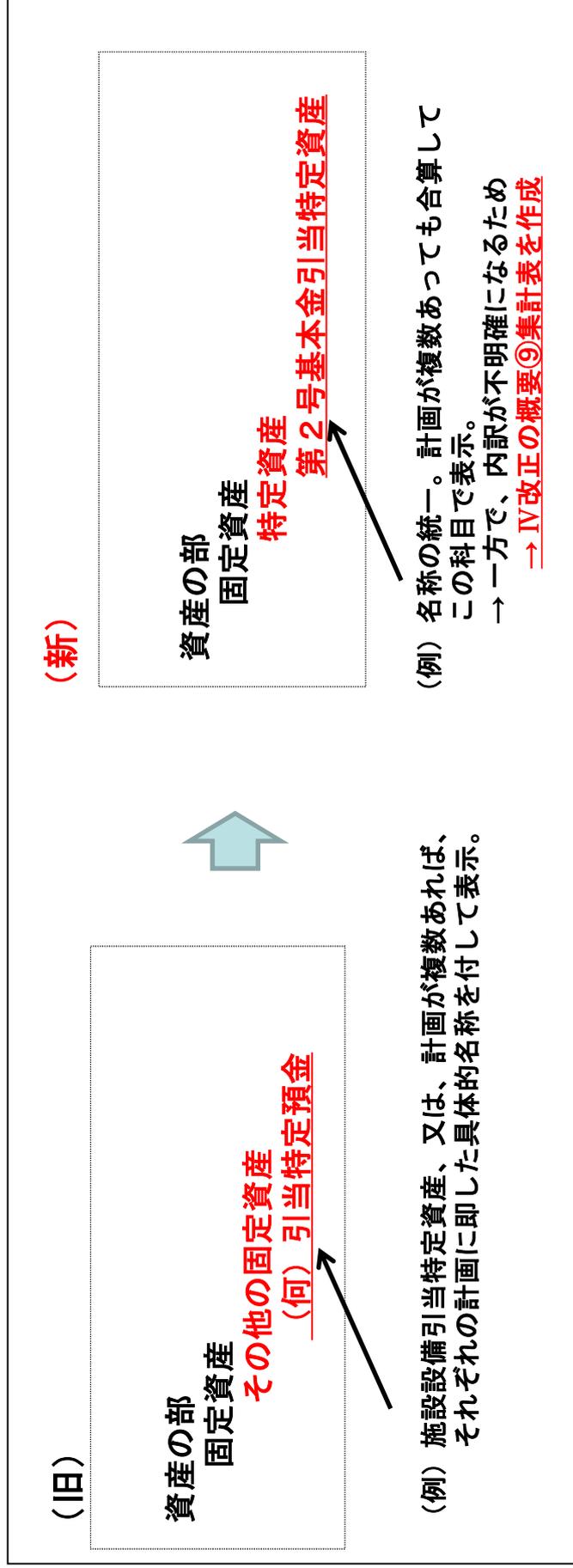
※ 第3号基本金（第30条第1項第3号）とは「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の類」であり、いわゆる目的を持った運用ファンドのこと。

IV 改正の概要⑦

7

7. 第2号基本金に対応する運用資産の明確化

○ 第2号基本金に対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示すること。



※ 第2号基本金（第30条第1項第2号）とは「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実に
ののために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の類」であり、いわゆる先行組入のこと。
第1号基本金（第30条第1項第1号）が校地校舎等の固定資産の類なのに対して、第2号基本金は将来の第1号基本金対象資産
取得を目的とした組入れである。



文部科学省

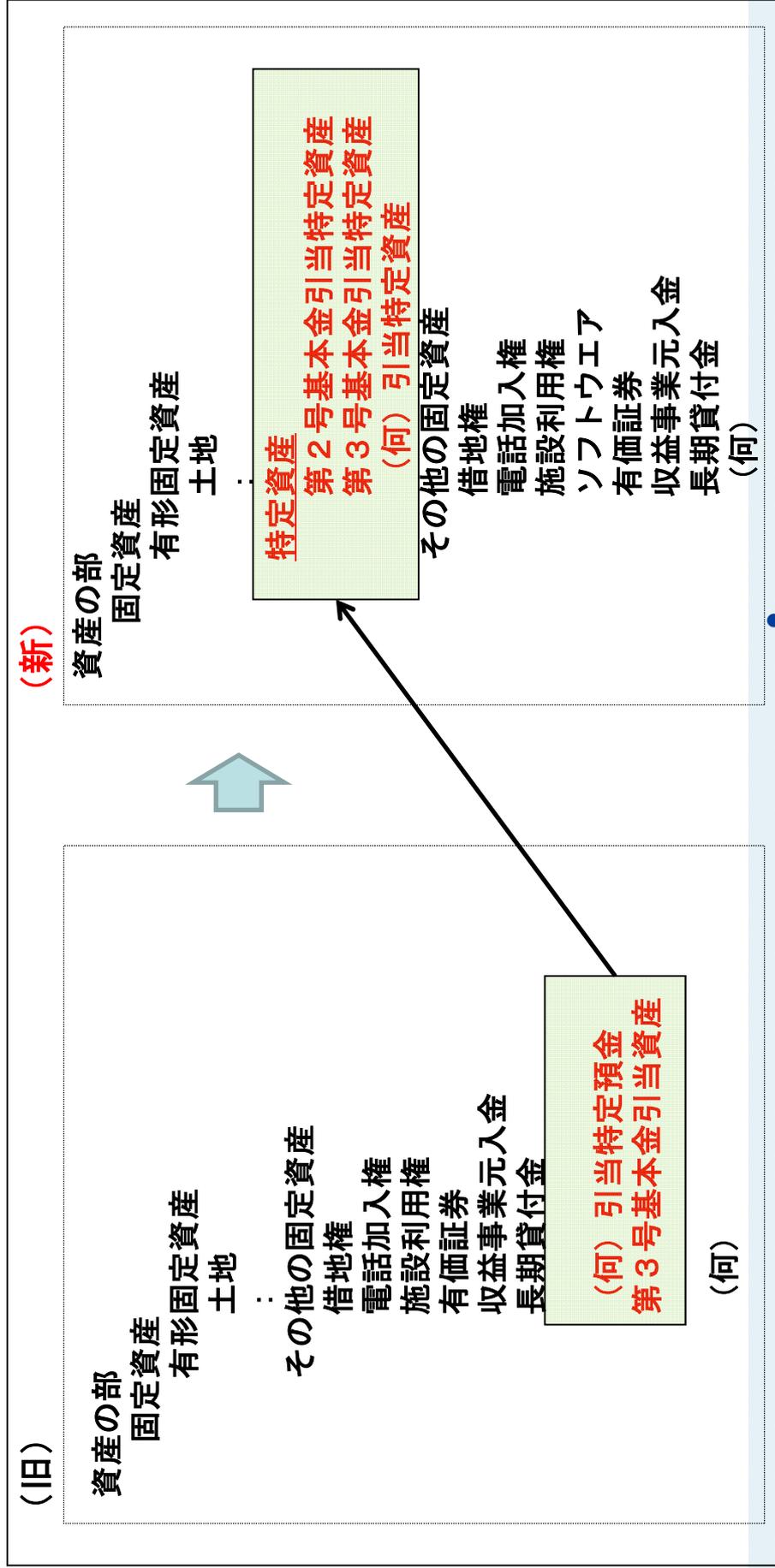
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

IV 改正の概要⑧

8

8. 貸借対照表(2) 新たな中科目：特定資産

- 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること
→ 「(何)引当特定資産」のように使途が特定されている預金や有価証券等の金額の固定資産に占める割合が大きいため。



IV 改正の概要⑩

10

10. 消費支出準備金の廃止

- 「消費支出準備金」を廃止すること

消費支出準備金とは（改正前の第21条第1項第3号）

→ 特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。



- 廃止理由

- ① 事業活動収支計算書において、区分経理を導入し、経常的な収支と臨時的な収支に区分したこと。
- ② 実務上の使用実績がほとんどないこと。

V 改正省令に関する参事官通知等の概要

I 用語の定義

1. 「教育」とは、改正前同様、**研究を含む**ものとする。
2. 「活動区分資金収支計算書」の区分の定義
教育活動による資金収支とは、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支(財務活動等)を**除いたもの**をいう。
3. 「事業活動収支計算書」の区分の定義
教育活動収支とは、経常的な収支のうち、教育活動外収支(財務活動等)を**除いたもの**をいう。
特別収支とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な収支で、**資産処分量額等をいう**。

II 会計処理の取扱い

1. 固定資産の評価

大規模な災害等により、校地校舎等の固定資産が使用が困難となり、かつ処分もできない状況が生じており、そのまま資産計上を続けることは**財政状態を適切に表さない**。そのため、現に使用することをやめ、かつ将来も転用するなどにより、使用する予定がないものについて、理事会等の承認を得た場合に、資産計上額から除くことが**できる**ものとした。

2. 有価証券の評価換え

有価証券は、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、回復が認められるときを除き、時価によって評価する。
下落率が**50%以上**の場合は、特に合理的と認められる理由が示されない限り、回復が可能と認めないものとする等の取扱いを定めた。

III 注記事項の追加

1. 有価証券の時価情報の充実

現状の時価情報に加えて
有価証券の**種類ごとの時価情報**も表示

※**種類**とは債券、株式、投資信託、貸付信託、その他をいう。

2. 学校法人間取引についての注記

学校法人の**経営状態等の透明性**を高めるために、**学校法人間の取引**について明らかにする。

※**学校法人間取引**とは、学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引をいう。

IV 第4号基本金の算定式の変更(大臣裁定)

1. 算定の基礎となる計算書類の変更

消費収支計算書が**事業活動収支計算書**に変更されたため、算定式を変更した。
これにより算定の基礎が人件費等のランニングコストの内、**経営的な支出に限定**された。

2. 規模の縮小による取崩し

従来、当年度の計算額が大幅に減少しても、前年度の基本金の額を維持していた。
しかし、前年度に比べて**20%を超えて減少**した場合には、一時的な減少ではなく学校法人の規模が減少したものとみなして、**取崩しの対象としなければならない**ものとした。



VI 施行・スケジュール

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類等から適用する。
- 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類等から適用する。

